

新中国の戸籍管理制度（下）

戸籍管理制度の改革過程と現状

The Household Registration (HUKOU) Control System in Contemporary China (pt.)

The Reform Process of the Household Registration Control System and the Present Condition

張 英 莉

ZHANG, Yingli

はじめに

拙稿「新中国の戸籍管理制度」(上)¹⁾では、中国の戸籍管理制度が成立した歴史的背景を考察した上、この制度の成り立ち、特徴及び問題点について、改革開放前の時期に限定し、人口移動の状況と結びつけながら検討した。およそ30年続いた中国独特な戸籍制度は、1980年代から現在に至るまでその改革が進み、戸籍管理制度の形式及び内容は大きく変わろうとしている。戸籍制度の改革はどのような道程を辿り、どのような問題をはらんでいるのか、農村戸籍（農業戸籍）から都市戸籍（非農業戸籍）への変更条件は何か、等に関する研究は必ずしも十分とは言えない。本稿では、1980年代以降開始した中国の戸籍制度改革について、中国政府（主に公安部）が通達した主要な方針・政策をもとに、戸籍販売問題、地方の戸籍制度改革の事例等にスポットを当て、1980年代・1990年代及びそれ以降の二段階に分けて、戸籍制度改革の過程、現状、問題点を浮き彫りにしたい。

1 戸籍管理制度改革の背景

1978年末改革・開放政策が始まって以来、農村では人民公社の解体と個人農家による土地の請負制の急速な普及、都市では国有企業の改革、個人経営・合弁会社・外資の独資経営等多種所有制の並存への承認が進み、計画経済から社会主義市場経済への変革は急激に進んでいった。「社会主義」という限定語が付け加えられているにせよ、市場経済を容認した以上、労働市場による労働力の合理的移動、すなわち労働は他の資源や商品と同じように市場メカニズムに基づいて移動することが必要であるが、中国において健全な労働市場は存在していないのが現状である²⁾。1950年代末頃から実施してきた戸籍管理制度は、人々の移動、とりわけ農村から都市への移動を厳しく制限した結果、労働移動が遮断された。ところが、約半世紀にわたって維持されてきた戸籍制度は、近年、経済発展の桎梏となっているばかりでなく、都市と農村の二重社会構造を形成させ、国民間の不平等を人為的に作り出す政策的・制度的問題として指摘され、

キーワード：戸籍制度、改革、流動人口

Key words：household registration system, reform, flowing population

批判されている。このように、戸籍管理制度の改革は、経済制度・社会制度の諸改革の流れの中で必然不可避的になってきたのである。戸籍制度とリンクしていた食糧制度、就業制度、医療・住宅・教育・年金保険等の社会福祉制度の変革も着実に進行し、都市戸籍に付随していた安価な食糧や副食品の配給、都市住民に対する就職・住宅・年金の保障など数多くの特権が次第に改革・廃止され、都市戸籍の魅力はこれまでに比べ、かなり薄れてきたことも、戸籍制度改革の追い風となっている。

一方、人民公社解体後の個人農家による土地請負制のもとで、一人当たりの請負面積が少なく、農村の余剰労働力問題は顕在化してきた。郷鎮企業による労働力の吸収も限定的であり、農民の多くは「離土不離郷」（農業から離れるが、故郷からは離れない）には満足しなくなり、彼らは職を求めて都市部に流入した。都市に流入した出稼ぎ労働者は「農民工」、「盲流」とも呼ばれ、その数は現在8,000万人～1億人と推定されている。その中の一部は「離土離郷」（農業を離れ、故郷の農村も離れる）を目指し、長期間に都市で働き、安定的に都市で生活するために、都市戸籍を強く求めるようになった。

そうした中で、1950年代に完成された計画経済の産物 戸籍管理制度は、必然的に労働市場による労働力の合理的移動という市場経済原理と衝突し、改革せざるを得ない段階に来ている。戸籍改革は他の諸改革に比べてかなり立ち遅れたが、1980年代半ばより動き出したのである。以上の背景のもとに、中国政府はこれまで堅く閉じていた「城門」（都市への入り口）を少し開き、戸籍制度改革の第一歩を踏み出した。これがすなわち1984年10

月国务院（内閣）公布の「集鎮 町 への農民の移入・定住に関する通知」であり、中国の本格的な戸籍管理制度の改革の始まりであった。

2 戸籍管理制度改革の開始と進展

1) 1980年代の改革

1980年代初期の緩和措置

1980年代における本格的戸籍制度改革の発端は84年国务院通知であるとする事ができる。それ以前は1970年代末から80年代初めにかけて、いくつかの緩和措置が取られたものの、ごく特殊な地域におけるごく一部の人に限定され、改革・開放政策が始動したにもかかわらず、引続き人口移動の制限政策を維持するという政府の基本原則には変わりがなかった。例えば1979年から、鉄道、航空、兵器、船舶、宇宙開発等の分野において、地域内での移動を認めるようになったが、これは技師と管理職に限定しており、同一業界内の移動が条件であった。また1980年1月21日、民政部、公安部等の連名で「關於逐步解決職工夫妻長期兩地分居問題的通知」（「従業員の長期的夫婦別居問題の解決に関する通知」）が出され、「兩地對調」（二地域間の戸籍・職場の交換）が奨励されたが、これも基本的には大都市から中小都市へ、内地から辺疆へ、一、二線地区から三線地区⁽³⁾への移動が原則であった⁽⁴⁾。これらは戸籍制度改革には程遠く、戸籍政策上の個別的な調整措置にとどまっていると考えられる。

1984年国务院通知

改革の契機となったのは、1984年10月13日国务院が発令した「關於農民進入集鎮落戶的的通知」（「集鎮への農民の移入・定住に関する通知」）であり、その主な内容は次の通りであ

る⁽⁵⁾。

第一、集鎮で工業・商業・サービス業を営み、または従事している農民及びその家族は、安定した住所と経営能力がある者、郷鎮企業で長期間にわたって働いている者が、申請すれば集鎮への転籍が認められる。取得した戸籍は『自理口糧戸籍』（食糧自弁戸籍）であり、取得者は「非農業人口」として統計に集計される。第二、食糧部門は「加価糧油」（政府補助のない高価格の食糧と食用油）を確実に供給しなければならない。第三、地方政府は、転籍者に対して住宅の購入・賃貸の便宜を図らなければならない。

この通知は、急増する集鎮に移住した企業の経営管理者や一般従業員を対象としているため、それ以外の農村住民が各々の意志で自由に農村から都市への転籍を認めるには至らなかった。また「食糧は自弁する」、すなわち都市戸籍者が享受している低廉な公定価格の配給食糧が得られないことを前提とした。さらに医療、年金、就職、居住等に関しても、自己責任で解決し、政府は面倒を見ないこととしている。したがって、これらの転籍者は厳密に言えば、都市戸籍にも農村戸籍にも属さない、第3種類の戸籍の所有者であり、彼らは統計上では「非農業人口」として取り扱われるものの、その身分は都市住民でもなく農民でもない曖昧な存在となっている。この意味では、1984年10月通知による改革は大きな限界があったと言わねばならない⁽⁶⁾。しかし、「食糧自弁」という条件付きの戸籍ではあるが、数十年も厳しく制限してきた農業戸籍から非農業戸籍への転籍が初めて政府によって認可された意味は大きく、それは新中国の戸籍制度史上の画期的な改正であり⁽⁷⁾、戸籍制度改革の一つの突破口となった⁽⁸⁾と評価さ

れている。この国務院通知に基づいた政策が実施されてから86年末まで、全国163万4,000戸の農村世帯、454万3,000人の農民が「食糧自弁戸籍」を取得し⁽⁹⁾、少なくとも戸籍上では新しい都市住民となった。

「食糧自弁戸籍」の成功例として、いわゆる「龍港モデル」と呼ばれる浙江省蒼南県龍港鎮が注目を浴びた。6,000人余りが居住し、五つの貧しい漁村からなる龍港は、1983年10月鎮（町）となり、84年から鎮への出資者に宅地を提供し、さらに戸籍審査、土地使用権の移転、個人経営の登録手続き等の面において優遇措置を取った結果、短期間に人口・資金が集まり、10年後の1994年に人口規模13万人を有する現代的工業都市に成長し、全国初の「農民都市」として持てはやされていた⁽¹⁰⁾。

「暫住戸籍」と暫住人口管理

「食糧自弁戸籍」と同時に、1980年代改革のもう一つの動きは、「暫住戸籍」の発行である。農村余剰労働力の顕在化、内陸部と沿海部、農村と都市との所得格差を背景に、出稼ぎ労働者は農村から沿海部大都市を中心とする経済発達地域へ大挙して押しかけてくるが、その規模は実際の労働需要をはるかに上回ったため、一時、「盲流」と呼ばれる出稼ぎ労働者による犯罪は社会問題となり、彼が都市の治安を脅かす不安定要素とされていた⁽¹¹⁾。こうした出稼ぎ労働者を管理するために、1985年から政府は16歳以上、都市に3ヶ月以上住む非都市戸籍者を対象に、「暫住戸籍」を交付することを決めた。「暫住戸籍」は正式な都市戸籍ではなく、それは文字通り、「暫くの間」に都市に居住する臨時戸籍であり、都市の社会秩序を維持するための応急措置という性格を帯びているが、制限できなくなった労働移動への追認であったと言える⁽¹²⁾。

「暫住戸籍」を保有すれば、公安部門の強制退去の対象から除外されるが、それを受領するための費用や煩雑な手続きを嫌って受領しない出稼ぎ労働者は数多く存在している⁽¹³⁾。そのため、出稼ぎ先の地方政府は1980から90年代にかけて厳しい管理措置を取ってきた。例えば、1998年11月天津市人民政府が制定した『天津市暫住人口戸政管理規定』の中には、いかなる企業または個人は暫住証を受領せず、暫住戸籍を申請していない者を宿泊させてはならない(第14条)、いかなる企業または個人は暫住証を所持しない者を雇用してはならない(同上)、管理規定に従い暫住証の受領、交換、取消を行わない者は、公安機関によってその直接責任者または本人に警告する、または200元以下の罰金を処することができる(第16条)、等が記されている⁽¹⁴⁾。

しかし、地方政府の暫住人口に対する厳しい管理と対照的に、暫住人口は「暫住戸籍」を保有していても、「常住戸籍」の保有者である都市住民が享受している諸種の行政サービスや医療・年金・住宅・教育の保障が受けられない、いわゆる「二等市民」にすぎないという大きな問題が存在する。暫住証を受領するために、毎年高額な暫住費、計生費(計画出産費)、治安費など都市戸籍を持っている住民に課されない費用を支払わなければならない、暫住者の子弟は現地の学校に通おうとすれば多額の「借読費」(「借読費」とは、農村戸籍の子供が都市の学校に通う時に納めなければならない費用である)や「賛助費」(学校に対する助成金)を納入しなければならないが、これは都市戸籍の所有者が支払う必要がない。このような強制的に徴収される費用は一種の差別的な「身分税」であると指摘されている⁽¹⁵⁾。こうした差別がなくならない限り、

真の戸籍改革とは到底言えないであろう。

2003年現在全国暫住人口は6,993万人、このうち「務工」(工業・建設業等に従事する)労働者は4,576万人で、65.4%を占めている。ちなみに北京市の暫住人口は365万人、上海市390万人、広東省は全国トップで2,130万人に上る⁽¹⁶⁾。流動人口の急増、「人戸分離」(戸籍所在地から離れる)現象の拡大に対応するため、「暫住戸籍」政策と同時に、1984年5月、身分証制度が北京で実験的に実施された後、85年9月6日、全国人民代表大会常務委員会(国会)において『中華人民共和国居民身分証条例』が可決され、全国で実施された。居民身分証は戸籍管理制度の現実性・有効性が薄れて、行政管理における戸籍制度の及ばない面を補うために発行したものであるが、現在は戸籍制度と並存し、戸を単位とする管理から個人を単位とする管理への過渡的な役割を果たしており、戸籍制度の更なる改革に基礎を作ったと評価されている⁽¹⁷⁾。

戸籍販売問題

1980年代の戸籍改革に関連するもう一つの動きは形を変えた戸籍販売である。戸籍販売は1980年代半ばに始まり、90年代に入ってから全国に風靡し、とうとう戸籍変更の決定権を握っている地方政府官僚の汚職に発展する⁽¹⁸⁾など、大きな社会問題になったため、政府は禁止に乗り出すに至ったのである。

1986年安徽省天長県(1994年天長市に改める)秦欄鎮は、工業、商業の専門技術を有する農民が一人当たり5000元の「建鎮費」(鎮建設費)を納入すれば、秦欄鎮での定住権を獲得できると発表した。建鎮費を徴収した鎮政府はこの資金を運用し、新住民の福祉に当てたり、不動産開発を行って、新築住宅を割引価格で新住民に販売したりした結果、2、3

年の間に秦欄鎮はビルが聳え立つ新しい町に発展し、人口は1,000人余りから10倍の10,000人近くに増加した。これは実質的に非農業戸籍を商品として販売した全国最初の事例である⁽¹⁹⁾。

続いて1988年、河北省泊頭市はインフラ建設資金を捻出するために、新しい市民を受け入れる条件として戸籍販売を決定した。泊頭市に投資、または事業を興す者は、一人当たり35,000元の都市建設費を支払えば、当該市の戸籍を受領できるだけでなく、企業の建設用地も市政府から与えられる、という内容であった。新政策が発表して4ヶ月の間に1,000人以上の申請者が殺到し、これによる市政府の収入は市のインフラ建設費5年間分に当たる510万元に達したという⁽²⁰⁾。しかし、その後、泊頭市のこうした露骨な戸籍販売は関係部門や世論の非難を招き、中断せざるを得なかった。

2) 1990年代及びそれ以降の改革

1990年代に入ってから戸籍改革は、さまざまな問題を抱えながらも、80年代の改革に比べて大きく前進した。この時期を90年代前半とそれ以降に分けて見ることができるが、90年代前半までは中央政府による改革の総体方案の制定と地方政府による独自の改革が並行し、この時期においても、都市インフラ建設のための資金集めを口実に、地方政府による公然たる都市戸籍の販売が蔓延り、80年代にも増して大きな社会問題となった。90年代後半以降では、国務院・公安部による重要な改革案が次々と発表され、これに基づいて、各地方の改革はようやく統一される方向へと向かい、戸籍管理制度はいよいよ本格的改革段階に入ったのである。次は、1990年代前半

中国政府の戸籍改革総体方案の作成、商品化された戸籍販売の拡大及びこれと関連する「青色戸籍」について取り上げ、さらに90年代後半以降の戸籍制度改革の過程と内容を検討する。

国務院戸籍改革総体方案の作成

1980年代において、戸籍制度周辺の諸経済制度・社会制度の変革に連動し、戸籍制度も徐々にではあるがさまざまな形で改革が進み始めた。しかし、これらは部分的な改革という側面が強く、国全体の改革案、すなわち、1958年の戸籍登記条例に取って代わる改革方案はいまだに制定されていなかった。戸籍制度改革の呼声⁽²¹⁾が高まるにつれ、1992年末より、国務院を中心とし、公安部、国家計画委員会、財政部、農業部、労働部等が協力する形で調査・研究が始まり、改革の総体方案を作成するための準備が進められていた。その結果、1993年6月、『国務院關於戸籍制度改革の決定（征求意见稿）』（戸籍制度改革についての国務院決定〔草案〕）が作成された。その内容は次の通りである。戸籍を農業戸籍と非農業戸籍に区別する現行の制度は非科学的なものであり、それは労働力の合理的流動、中小都市の正常な発展を妨げ、さらに社会主義市場経済の確立と社会の安定を阻害しているため、これを改革しなければならない。具体的には、『中華人民共和国戸籍法』の作成を目標に、農業、非農業戸籍を廃止し、住民戸籍に統一すること、大都市への移住は厳しくコントロールし、中小都市は適切に緩和させ、小都市・鎮（町）はすべて移住を自由にすること、安定した住宅・職業・収入を移住の基準条件とすること、戸籍と社会福祉を分離させ、食糧の供給・就職・入学・住宅など戸籍に付着していたあらゆる優遇措置を廃止する

こと、等が盛り込まれている⁽²²⁾。

「総体方案」は戸籍制度改革に関する目標や枠組みを打ち出した、中国政府が作成・公表した最初の方案であり、重要な意味を持っている。この方案によって示された目標が実現されれば、住居の自由と身分の平等はかなりの程度まで改善できよう。ただし、計画的移住管理制度が完全に放棄されるわけではなく、大都市に対する厳しいコントロールが依然として継続されていくこと、大都市、中小都市の人口増加計画はそれぞれ国務院、地方政府に報告しなければならないこと、等が総体方案に記されており、「世襲証書のように、身分制的に人々の人生を世代を越えて運命づけてきた矛盾の多い戸籍制度」⁽²³⁾を抜本的に改革する方案には至らなかった。

戸籍販売の氾濫

1980年代後半に始まった地方政府の戸籍販売は92年春より再燃し、80年代に増した勢いで全国へ広がった。例えば湖北省襄陽県の都市戸籍の販売価格は6,000元、河北省景県、阜城、故城、冀県、衡水等では5,000元で売られていた。特に景県ではわずか三日間で約5,000人が購入し、販売側は2,500万元を荒稼ぎした。河南省平頂山市では、市内の場所によって戸籍の価格は異なり、10,000元～6,000元で販売されていた。92年10月、山東省德州地区の齊河、寧津、樂陵等の県では、二週間で数百万元の売上金を得られた。湖南省懷化市は「開発区住民戸籍」を4,402人に販売し、受け取った「生活福利費」と「新区建設費」の合計額は3,012万元、購入者1人当たりの支払金額は約6,800元に上った。また安徽省全椒県は二日間に710の戸籍を販売し、350万元を稼いだ。広東省惠州市では、市内5万元以上の住宅を購入すれば市の戸籍を与えると

いう政府の広告が新聞に掲載され、反響を呼んだ⁽²⁴⁾。

このように、この時期の中国では南から北へ、大都市から中小都市へと戸籍販売が氾濫し、多くの地方政府が戸籍販売を荒稼ぎの手段として利用したことは否定できない。さらに、浙江省温州市のように、市の戸籍を農民に販売したにもかかわらず、市政府は農民の就職について一切責任を負わなかったため、都市戸籍を入手しても収入がなく、生活できない新市民は立往生し、社会問題となった事例もある⁽²⁵⁾。中国の農村家庭の1人当たり年間純収入は、1990年686.3元、1995年1577.7元⁽²⁶⁾だったので、都市戸籍の購入資金は年収5年分に当たる大金である。なぜ高くても手に入れたいのか。それは大金をはたいてでも都市戸籍をほしがる農民の心理がある。農民は長い間、農業戸籍であるためさまざまな不利益を受けてきたのだが、子女の世代から都市住民と同じ福祉厚生・行政サービスを享受させ、農村戸籍から脱出させたいと考える農民は少なくない。販売された都市戸籍の価格は高額とはいえ、そして、それはほとんど中小都市・鎮の戸籍に限られているとはいえ、後述する上海市等が発行する「青色戸籍」に比べれば、手が届く範囲であり、都市戸籍を夢見る農民にとっては、かなり魅力があった。

しかし、こうした戸籍販売を問題視する世論の批判が高まっていたため、政府は各地方の戸籍販売を阻止することに乗り出し、1992年5月4日「關於堅決制止公開出売非農業戶口的錯誤做法的緊急通知」（「公然たる非農業戸籍の販売を断固として阻止する緊急通知」）を発令した。しかし、戸籍販売は抑制されなかった。その後の2年間にわたってさらに拡大し、今日まで断続的に続いている。戸籍販

売を阻止できなかった原因は、政府（公安部）が各地域の販売を禁止する方針を打ち出していないながら、経済開発区、不動産投資等の名目での資金徴収や「現地有効戸籍」の発行を許可しているからである。1993年まで全国における戸籍販売の累計数は300万余りに上り、それによる収入は250億元に達したと推測されている⁽²⁷⁾。

「青色戸籍」、「現地有効戸籍」

前述の戸籍販売は、「青色戸籍」、「現地有効戸籍」も販売の対象となっていたが、これらは本質的に1980年代の「食糧自弁戸籍」、「暫住戸籍」と同じもので、都市の「常住戸籍」でもなく、農村戸籍でもない第3種の戸籍であり、いわば改革によって生じた変則的な戸籍である。その特徴は、発行する地方政府が認めているものの、正式な都市戸籍として国が認めておらず、地域間にも互いに認めていない（都市間の移動は不可）「準都市戸籍」というところにある。

「青色戸籍」は中国では「藍印戸籍」と呼ばれ、「現地有効戸籍」の一つである。旧来の都市戸籍と区別するため、一般の戸籍に赤色カバー、赤い印が使われるのに対して、青色戸籍は青色カバーと青い印が使用されるためにこの名称がついたのである。この戸籍に対して、例えば「富裕層にのみ開放された差別的・特権的な戸籍である」⁽²⁸⁾、「青色戸籍は戸籍制度が孕んだ奇形胎児である。……その存在価値は農村に住みたくないが、都市に住めない人々に臨時の避難所を提供したにすぎない」⁽²⁹⁾などと指摘されており、およそ批判的見解が多い⁽³⁰⁾が、青色戸籍の弊害を認めながらも、それは戸籍改革における有効な試みであり、「先富起来」（先に豊かになる）の農民に「受益者負担」の原理で都市建設費を負担

させることで、国家の財政難がこの新しい財源で緩和されると同時に、中国の都市化が促進される有意義な措置であったとの見方もある⁽³¹⁾。

では、青色戸籍の取得条件について一部の地方を例に見てみよう。全国で最も早く青色戸籍政策を始めたのが遼寧省である。遼寧省政府は中央政府の方針に先駆けて、1991年省内の市・鎮に対して、大都市では1人当たり10,000元、鎮では3,000元の都市人口増加収容費を支払った農民に青色戸籍を発行し、市・鎮への移住を許可した。その後、青色戸籍を取り入れる地方は急増し、10余りの大都市と100以上の鎮で実施された。その結果、1993年5月までの2年間に、遼寧省では青色戸籍を申請し、市・鎮に移住した者は88,226人、市・鎮政府の集金額は4億6,000万元に上り、さらに2000年までは累計18億元に達した。沈陽、大連等の大都市は「増容費」（移住費）が小都市・鎮の3倍にもかかわらず、約4割の申請者は大都市を選んだこと、申請者は豊かな地域からの農民が多く、貧困地域の農民が少なかったことが特徴である。沈陽市では、青色戸籍の取得者は3～5年を経過すれば、一般の都市戸籍に変更できると規定されている⁽³²⁾。

こうした地方の先行改革を追認した形で出されたのが、1992年8月公安部「關於实行当地有效城镇居民户口的通知」（「現地有効の都市住民戸籍の実施についての通知」）である。「通知」では、「当地需要、当地受益、当地負担、当地有効」（「現地の需要に基づき、現地が受益し、現地が引き受け、現地でのみ有効」）の原則が唱えられ、各地方の自主的農業人口の移転策を肯定した形となっているが、これは事実上、地方政府の戸籍販売の合法化

につながった⁽³³⁾。戸籍販売によって生じた「準都市戸籍」の登場は都市と農村の二重戸籍を完全になくせない政府の「苦肉の策」といえるが、地方政府にとってこれは資金・人材を集める絶好のチャンスとなった。92年8月公安部「通知」をきっかけに、10月から遼寧省の他に、上海、天津、吉林、湖北、山東、広東、浙江、福建、江蘇、河北、内モンゴ、山西、雲南等の省・市で青色戸籍・現地有効戸籍の実施が始まった。

各地域の実施内容は一様ではないが、例えば、上海市の場合、1994年2月「上海市藍印戸口管理暫行規定」（「上海市青色戸籍管理の暫定措置」）が施行され、青色戸籍が導入された。暫定措置によれば、上海市に対して、人民幣100万元以上、または米ドル20万ドル以上の投資者、一定面積（広さ100㎡以上）の住宅の購入者、専門的人材として上海市の企業に3年以上雇用されている者は、上海市青色戸籍を申し込むことができる。青色戸籍の取得者は以後毎年公安機関の確認を受けなければならないが、一定期間（一般は3年前後）を経過すれば、上海市の常住戸籍に変えることも可能である⁽³⁴⁾。しかし、上海市の例からも分かるように、青色戸籍を取得するのに非常に厳しい条件が設定されている。資金もなく学歴や特技もない庶民にとっては、上海のような特大都市の戸籍は到底手が届くものではない。

戸籍管理制度改革の重要な進展

1997年、98年、2001年政府改革案

1997年国務院は公安部「小城镇戸籍管理制度改革試点方案（小城镇戸籍管理制度改革に関する試行方案）」と「關於改善農村戸籍管理制度的意見（農村戸籍管理制度の改善に関する意見）」を認可し、全国に発令した。この改

革案はそれまでの改革に比べ大きな進展が見られ、従来の都市・農村の二元的戸籍制度を廃止する重大な一步を踏み出した。この改革案により、小都市に定住先があり、農業以外の職業によって安定的な収入を得、すでに2年以上都市で生活している農村戸籍者は都市戸籍を取得し、都市住民と同様の社会サービスを受けることができるとした。その結果、全国382城鎮で試験的に戸籍の切替えが行われ、54万人の農村戸籍者が都市戸籍を取得した⁽³⁵⁾。

続いて1998年7月22日、国務院は公安部の意見を批准する形で「關於解決当前戸口管理工作中幾個突出問題的意見（現今の戸籍管理事業における際立つ幾つかの問題に対する意見）」を公布した。この中では、新生児は父母のどちらの戸籍に入籍するかは基本的に自由に選択できる、夫婦別居の場合、配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、本人の意思でその都市の戸籍を取得できる、退職者が今まで働いていた職場の所在地や戸籍所在地に戻る際、または配偶者や子女のもとへ身を寄せる際の戸籍問題を解決する、都市部で投資、興業、または住宅を購入する者とその直系親族が、都市に定住先、職業または安定した収入があり、且つ一定期間居住していれば、市の戸籍を取得することができる、等の内容が盛り込まれている⁽³⁶⁾。戸籍の影響で長期間にわたって夫婦別居を強いられる問題、母親が農村戸籍のため、その子も一生農村戸籍から脱け出せない問題等、いわば非人道的な部分が改められたことがこの改革案の特徴であり、評価されている。一方、改革案では北京、上海等の特大都市、大都市の戸籍について、引続き厳しく制限し、政策の変更には慎重な対応が必要と強調しているところ

は、97年改革案に共通している。

さらに2001年3月30日、公安部「關於推進小城鎮戸籍管理制度改革的意見」（「小都市・鎮における戸籍管理制度改革の推進についての意見」）が國務院によって認可され、全国に通達された。そのポイントは次の5つである。

これまでの青色戸籍、地方都市戸籍、食糧自弁戸籍は、「城鎮常住戸籍」（都市常住戸籍）に統一される、安定した住所、職業または収入があれば、本人及びその直系親族の戸籍を都市住民戸籍に変更することができる、本人の意志によって、請負った土地の經營権を保留、または転売することができる、移住者に対して入学、就職等において差別してはならない、むやみに都市建設費を徴収してはならない⁽³⁷⁾。この改革案は、農民の請負農地についてその經營権を保留・転売できると規定した内容が注目されている。

以上の1997、98、2001年の三つの改革案は、いずれも中小都市の戸籍改革を目的に、これまでにない大胆な改革内容を打ち出している。戸籍変更の条件として、安定した住所、職業または収入が要求されているが、農村戸籍から都市戸籍に変更するのが不可能だった1960～70年代、また高学歴が高投資額のいずれかがなければ都市戸籍を入手できない1980～90年代前半に比べれば、中小都市に限定するとはいえ、職業、住居を選択する自由はある程度実現できたことの意味が大きい。

2001年制定された第10次五カ年計画（2001～2005年）に、21世紀中国の都市化を押し進める重要な内容の一つとして、都市と農村の分断体制を打破し、市場經濟システムのもとで新しい都市・農村間関係を確立することが強調され、都市に進入した農村労働力に対する不必要な制限を取り除き、農村余剰労働力

の都市への秩序ある流動を誘導するなど、戸籍改革の方針が改めて打ち出された⁽³⁸⁾。中国政府は戸籍管理制度の改革に本腰を入れたと見てよからう。

3 個別地域における戸籍改革の内容と特徴

ケース1 河北省石家莊市の事例

戸籍制度改革の実験は全国の中小都市・鎮において数多く行われているが、河北省の省都である石家莊市のように、都市戸籍を取得するためのほとんどすべての条件を撤廃し、同市の都市部全域を改革の対象としているケースは少ない。最も石家莊市の戸籍改革は、2001年まで中央政府の方針に合わせて漸進的なやり方であった。例えば、1984年の「食糧自弁戸籍」は市の中心部が対象外であるため、申請者は少数にとどまった。また1992年の戸籍販売風潮の中で同市は購入者1人当たり3万元という高額の都市建設費を設定していたので、予期の効果が現われなかったが、95年1万元に下げた結果、約5万人が石家莊市の戸籍を取得した。1998年戸籍改革が全国範囲に広がり、石家莊市も独自の改革案を作ったが、しかし、市の戸籍の取得条件は、例えば配偶者と同居生活に入る場合は「結婚5年以上」、投資の場合は「投資50万元以上」、「年間納税額5万元以上または3年累計納税額10万元以上」、住宅購入の場合は「住宅面積100㎡以上または購入価格20万元以上」等となっており、依然として厳しかった。

以上の過程を経て、2001年8月石家莊市は思い切って大胆な改革を実行した。新しく開始された「戸籍移転新政策」によると、次の条件を満たしていれば石家莊市の戸籍を取得できる。すなわち、市内に合法的な住所及

び市の戸籍を持つ職員・労働者及び住民の配偶者・子女・父母（以上は同居が前提）、市内で商業を営んでいる者及びその直系親族、

市内の企業・団体等により招聘または雇用され、管理者・技術者は1年以上、労働者は2年以上勤務した者、市内住宅の購入者及びその直系親族、大学卒業者のうち、師範系統は本科（4年制）、非師範系統は短大以上、特殊な専門系列では中等専門学校以上の卒業生で、市内単位（企業・機関等）に採用された者、農業戸籍を持つ市内在住の女性が、市外の者と結婚し生まれた子供、第二環状路以内に居住している農村住民。

1998年改革に比べ、2001年改革は同居親族の年齢制限、被雇用者の就業年数制限、最低投資金額の規定、住宅面積の規定が削除され、市戸籍の取得条件は大幅に緩和された。改革の結果、2001年8月～2003年6月、44万6,500人が石家荘市の戸籍を取得した。その内訳をみると、就職者8万7,000人（19.4%）、市外大学生1万5,000人（3.3%）、興業5,600人（1.3%）、住宅購入7,200人（1.6%）となっており、「就地農転非」（実質上都市で生活している区域内農民で、戸籍を農村戸籍から都市戸籍に変更するのみ）は最も多い30万5,000人で、68.3%を占めている。しかし、市戸籍取得者数は新政策の実施による市内人口の膨張を危惧していた市政府の予想を大きく下回った。以上の改革の結果、石家荘市非農業人口の比率は2001年7月の79%から2003年6月の95%に上昇した⁽³⁹⁾。

だが市戸籍取得者に対するサンプル調査によれば、23.6%の人は住宅、20.0%の人は社会保障、18.2%の人は収入、18.2%の人は子女の入学、9.1%の人は就職の悩みを抱えており、これらの問題の解決は、戸籍改革を断

行した市政府にとって大きな課題となる⁽⁴⁰⁾。

ケース2 広東省深圳市の事例

深圳市は中国広東省南部の重要な港湾都市である。1980年経済特区に指定されるなど、改革・開放政策の脚光を浴びて急成長を遂げた。人々は高所得と高生活水準を求めて、全国各地から集まってきた結果、経済成長とともに人口が急増し、現在700万人の常住人口を有するに至った。しかし、この中に深圳市戸籍を持っている人は151万人⁽⁴¹⁾にすぎず、残りの約550万人は暫住戸籍に登録されている暫住人口か、またはどちらにも登記されていない流動人口である。つまり、暫住人口・流動人口は深圳市戸籍人口の3～4倍という計算になる。このアンバランスな現象は全国でも珍しい。

常住人口に比べ多すぎる暫住人口問題を解決するために、深圳市が取った方法は市の常住戸籍人口を増やすというものであるが、具体的には5～10年間をかけて、暫住人口の中から一定の条件を満たす者を選別し、深圳戸籍を与えると同時に、全国から新たに投資家・技術者・高学歴者を誘致し、「入戸」させる（深圳戸籍を与える）方針を決定した。その内容は次の通りである。

第一、「技術入戸」。深圳市の経済と社会発展に必要な「技能型人員」例えば技師以上の資格を持っている者及びその配偶者に深圳戸籍を与える。

第二、「美德入戸」。これはかなり独特な政策といえよう。すなわち、社会に貢献し、その成果が認められた人に深圳戸籍を与える規定である。例えば、2003年、表彰された90人の保安員（警備員）に深圳戸籍を与えた。また、献血は合計8000ml以上で、国家無償献血

金賞を3度連続して獲得した深圳市在住・在勤の者に深圳戸籍を与える。

第三、「納税入戸」。3年連続して30万元以上納税した企業の経営者、または5年連続して8万元以上納税した個人経営者に深圳戸籍を与える。ただ個人経営者の場合、中級技師以上の資格を持つ者に限定するという厳しい条件があるため、2002年現在までクリアできた個人経営者は1人もいないという。この条件について深圳市は再検討中である。

第四、「投資入戸」。毎年投資額に対する規定は異なるが、2002年の規定では、投資額300万元以上、独立の法人資格を持ち、初年度に正常な経営を行いつ納税した法人企業（の出資者）に深圳戸籍を与えることになっている。また、200万元以上の出資者の配偶者に深圳戸籍を与える。投資による戸籍取得者は男性45歳以下、女性40歳以下に限定されている。

第五、「大学生入戸」。深圳市では新卒大学生への誘致は一貫して積極的に行われている。中国の高等教育（大学以上）におけるの学校年齢層に占める就学者の比率は13%であり、日本の48%、アメリカの71%に遠く及ばない⁽⁴²⁾。大学生に対する北京、上海、広州、深圳等の大都市間の争奪戦はますます激しくなっている。2003年深圳市は1万5000人の大学卒業生を受け入れており、史上最多となったが、特に不足している電気情報、経済学、経営管理等を専門とする学生が優遇されるという⁽⁴³⁾。

ケース3 河南省鄭州市の事例

河南省の省都鄭州市は人口240万人を擁する大都市であり、戸籍改革は全国を先駆けて積極的に行われている。1987年、特技を有す

る人材は戸籍を変更せずに都市と農村間を行き来できる政策を率先して実施した。都市に活躍の場を得られない技術者は、本人の志望によって農村の郷鎮企業と自由に契約を結び、契約期間満了後に再び鄭州市に戻る方法である。この政策は反響を呼び、郷鎮企業に赴いた技術者は1,420人に及んだという⁽⁴⁴⁾。

14年後の2001年11月、鄭州市の戸籍取得条件は大幅に緩和され、次の3条件の中の1つさえ満たしていれば、市の戸籍を取得できるようになった。すなわち、

第一、住宅を購入する。購入住宅の面積により戸籍の取得人数は異なり、最低限の56㎡以上を購入すれば、本人およびその直系親族合計2人が市の戸籍を取得できる。90㎡以上は3人、120㎡以上は4人、150㎡以上は5人となっている。

第二、投資または納税する。鄭州市に投資、興業し、ビジネスを携わる市外の者で、3年以上市内で経営し、毎年納税額3万元以上、または1年間納税額10万元以上に達した者は、本人および同居する直系親族は、鄭州市の戸籍を取得できる。外国人投資者の場合、10万ドルを投資する毎に1人が市の戸籍を取得できる。

第三、学歴を有している。博士号を持っている者は、職業の有無を問わず、鄭州市の戸籍を取得でき、その配偶者、子女の戸籍も取得できる。修士号の取得者及び大卒者は、博士同様、職業の有無を問わず戸籍を取得できるが、本人に限定する。短大・専門学校等の卒業生は、受入れ先があり、且つ人事部門の許可を得られれば鄭州市の戸籍を取得できる。

以上のいずれの条件で戸籍を取得しても、安定的住所、安定的職業・収入（鄭州市最低生活ライン以上）が必要である。この政策を

実施した結果、鄭州市は約10万人が増加した。

続いて2003年8月、鄭州市は全国に先駆けてさらに大胆な改革に踏み出した。つまり、都市戸籍の制限をほぼ全廃し、市に居住している親戚や友人さえいれば、戸籍を取得できる新しい政策を発表した。この措置によって鄭州市はさらに15万人増加した。

しかし、2年間に25万人が急増したため、さまざまな問題が発生した。例えば路線バスなどの交通手段は需要に追いつかず、交通難は市民の日常生活に影響を与えた。また学校の定員オーバーの問題もあった。2004年9月鄭州市小学校の新入生数は史上最高に達し、90人クラスを編成せざるを得ない小学校も現れたという。そして病院や公安機関も人口の急増で混乱した。

人口急増への対応に限界を感じた市政府は、2004年8月通達を出し、2003年8月より実施されてきた新戸籍政策を暫く停止すると発表した⁽⁴⁵⁾。共産党機関紙の『人民日報』は鄭州市の事例について、戸籍改革は農業戸籍を非農業戸籍に変更するだけでなく、教育、就職、都市インフラ建設などに関連する大きな社会変革であることが、鄭州市の事例によって証明されたと報じている⁽⁴⁶⁾。

おわりに 戸籍管理制度改革の問題点と今後の方向

中国の戸籍管理制度改革は1984年国務院通知から約20年経過している。この間、数多くの政府改革案の制定、実施及び地方におけるさまざまな実験が行われ、農村戸籍から都市戸籍への変更は不可能だった時代に比べれば、変更するには条件付きではあるが可能となった。これは1980年代以来の戸籍制度改革の大きな成果であり、長い間戸籍制度のもとに存

在しつづけた二重社会の構造を根底から取り崩す重要な一歩となろう。一連の戸籍改革によって、農村から中小都市への戸籍変更は地域差があるが、かなりの程度まで自由になり、そして労働制度改革、社会福祉制度改革等によって、都市戸籍に付着していた種々の特権が取り除かれ、農民は都市に移住しやすくなったことが事実である。

しかし、現在進行中の戸籍制度改革は、中国の経済的・社会的矛盾や問題を緩和するための、いわば応急的、事後追認的な措置である感をぬぐいきれない。言い換えれば、都市に移住したい農民の強い願望と、大都市が受け入れられない矛盾を緩和するために、差し当たり多くの町や小都市を作り、農村人口の受け皿として整備したにすぎず、1997年改革案、2001年改革案はそのために出されたものといえよう。問題は多くの農民にとって、中小都市や町をみの開放に不満であり、あくまで大都市への移住を希望していることがほとんど解決されていない点にある。だがこれに対して、北京や上海などの特大都市では、依然として「外来人口」の移入を厳しく制限している。

「もし戸籍制度は計画経済体制の最後の砦であれば、北京のような特大都市は戸籍制度の最後の砦となろう」と喩えられたように、北京市の戸籍改革は他の都市に比べかなり慎重である。市政府は市内戸籍への変更を厳しくコントロールしているのみならず、差別的とも思われる「外来労働力」(北京市の戸籍を有しない労働者)人口の雇用・管理政策を次々と打ち出している。外来労働力人口を縮小するために、北京市は80年代末から90年代にかけて、20~25万人の農民工(農村からの出稼ぎ労働者)を「整理」したが、その結果、

1995年以降の北京への移入率は継続的に低下していた。さらに、外来労働者に対して、就職できる職業や職種を制限し、その種類は1996年の14から97年の32へ、さらに99年の103に増加した⁽⁴⁷⁾。これらの政策は北京市戸籍の失業者を保護するための措置であるが、明らかに戸籍による不平等を肯定する差別的な政策と言わざるを得ない。

鄭州市のように、戸籍改革による都市人口の急増によって、交通部門や学校は一時的に混乱したが、戸籍改革の最終目標はやはりすべての条件を撤廃し、人々は自由に居住することでなければならない。今後の戸籍改革は、特大都市・大都市への自由な移住を視野に入れる更なる改革が必要であろう。中国は国際社会に仲間入りを果たすためにも、また国内の政治的安定と経済発展のためにも、農村住民と都市住民との身分上の不平等を完全になくし、職業選択の自由、住居の自由を認め、そのための法整備が求められる。中国政府・公安部は第十次五ヵ年計画期間中に食糧自給戸籍、青色戸籍、現地有効戸籍等を廃止し、都市と農村との統一された戸籍登録制度を構築する目標を挙げているが、今年はその最終年度に当たり、目標を達成するまでまだ多くの難題が残っている。

注：

- (1) 『埼玉学園大学紀要』第4号、経営学部編、2004年。
- (2) 柯隆「中国の戸籍制度の改革 労働移動の自由化と経済発展の関係を中心に」、『東亞』、2001年12月号を参照。
- (3) 「三線」とは「三線建設」のことであり、毛沢東時代の経済発展戦略及び対外的軍事防御構想である。すなわち全国を第一線（東北および沿海地

域）、第二線（内陸の平野部）、第三線（内陸部の雲南、貴州、四川、陝西、甘肅など全国土の3分の1に相当する西南・西北地域の11省）に分け、第三線（内陸地域）への沿海の工業施設の分割移転と集中投資を通じて、新しい工業体系の形成と堅固な対外防御を目指すものであった。新中国建国後の人口移動・戸籍政策は基本的には内陸部への移入奨励と沿海部への移入制限を中心とするものであった。詳しくは呉曉林著『毛沢東時代の工業化戦略 三線建設の政治経済学』、御茶の水書房、2002年を参照。

- (4) 王海光「当代中国戸籍制度形成与沿革の宏观分析」、『中共党史研究』、2003年第3期。
- (5) 範天吉主編『中華人民共和国居民身分証法与戸口管理実施手冊』(以下『手冊』と略す)(第一巻)吉林音像出版社、2003年、188頁。
- (6) シリーズ現代中国経済2 嚴善平『農民国家の課題』、名古屋大学出版会、2002年、72頁を参照。
- (7) 熊谷苑子他編著『離土離郷』、南窓社、2002年、松戸庸子執筆「『離土離郷』と戸籍制度」、18～19頁。
- (8) 張玉林『転換期の中国国家和農民』、農林統計協会、2001年、211頁。
- (9) 同上。
- (10) 龍港鎮について、王汝亮『中国農民第一城』、当代中国出版社、1994年；丁仕田『龍港鎮誌』、漢語大詞典出版社、1994年；李其鈺『龍港「農民城」的建設与発展』、学苑出版社、1994年、等の研究がある。
- (11) 2003年11月中国国家统计局のサンプル調査によると、都市の治安問題として「外来人員違法犯罪」(移入者の犯罪)を挙げた都市住民は25.4%に上り(農村住民8.8%)、賭博(28.9%)に次いで2位であった。国家统计局人口和社会科技統計司編『中国人口統計年鑑』2004年版、319頁。
- (12) 当時、沿海部の企業と内陸部の地方政府との契約による合法的労働移動があった一方、沿海部の政府や企業の受入許可を受けない「非合法的」労働流入も多かった。前掲柯隆「中国の戸籍制度の改革」を参照。
- (13) 出稼ぎ先で暫住戸籍の手続きをするために、

流出地（戸籍所在地）で受領する治安証、労務証、身分証、婚育証が必要である。王立英「試論我国城鎮暫住人口の管理」、『人口と経済』、1996年第4期を参照。なお、2005年8月、筆者は中国X市公安局戸籍科を訪問し、担当者にインタビューした際、「暫住証」（暫住戸籍）の手続きをしない外来人口は多数存在し、おそらく受領者の何倍もあろうと推測されている。この部分の外来人口をどう見つけ出すか分からず、その把握と管理に困惑しているという。筆者がX市公安局で入手した「暫住証」は本人携帯用であり、日本の運転免許書とほぼ同サイズで、写真貼付、記入項目に姓名、性別、出生年月日、身分証番号、戸籍所在地住所、暫住地住所等の記入事項がある。これとセットとなっているのは「暫住人口登記表」であり、「暫住証」にある項目の他に、学歴、婚姻状況、暫住理由、元の職業、現在の職業、現住所、勤務先住所、責任者、家族全員の氏名、性別、出生年月日、（借宅の）大家の氏名、大家との関係等を記入しなければならない。これらの個人情報公安局に保存・管理されている。「暫住証」の有効期間は1年であるが、「暫住人口登記表」は有効期限がなく、変更事項を追加記録するのみである。

- (14) 前掲『手冊』（第三巻）1117頁。
- (15) 藍海濤「我国戸籍管理制度的歴史淵源及国際比較」、『人口と経済』、2000年第1期。
- (16) 公安部治安管理局編『全国暫住人口統計資料彙編』、中国人民公安大学出版社、2004年。
- (17) 例えば王新華主編『中国戸籍法律制度研究』では、新しく作り上げた身分証制度は戸籍制度改革の重要な一歩であり、それは戸を単位とする人口管理から個人を単位とする人口管理への転換を推進したと述べている。中国人民公安大学出版社、2001年、130～135頁。この他にも評価する研究は多数ある。
- (18) 一部の市・区、県の公安局長や戸籍担当係官は、権力を濫用し、巨額の賄賂を受け取ったとして処罰された。広州市越秀区某派出所の民警某は悪質なため、死刑の判決を受けた例もある。田炳信著『中国第一証件 中国戸籍制度調査手稿』、広東人民出版社、2003年、185～206頁「戸口と犯罪」

を参照。

- (19) 前掲『手冊』（第一巻）189頁。
- (20) 同上。
- (21) 例えば、1992年3月、第7期全国人民代表大会第5回会議において、32人の代表は連名で『「農転非」（農業戸籍から非農業戸籍への変更）政策の改革に関する提案』を提出し、現行の戸籍制度は経済発展を束縛する桎梏であると主張し、新しい『戸籍法』の制定と都市・農村の二元的戸籍制度の廃止を要望した。翌93年3月、第8期全国人民代表大会第1回会議において、梁代表ら9人の連名で、また趙代表ら4人の連名で、それぞれ『「二元化」の戸籍制度は改革しなければならない』、『国家の関係部署による戸籍管理の強化と改善を要望する』議案を大会に提出した。殷志静・郁奇虹『中国戸籍制度改革』、中国政法大学出版社、1996年、55～60頁を参照。
- (22) 前掲『手冊』（第一巻）193～4頁、204～5頁。
- (23) 若林敬子『中国の人口問題と社会的現実』、ミネルヴァ書房、2005年、268頁。
- (24) 以上は前掲『手冊』（第一巻）190頁を参照。
- (25) 戸籍販売について中国に優れた実証研究がある。この研究では、作者は1991～98年中国東部沿海地域にあるP市の戸籍販売過程、売・買者双方の動機、販売結果等を、戸籍購入者へのインタビューや市公安局の記録資料に基づいて明らかにし、戸籍販売のマイナス影響が大きく、これは決して戸籍改革の方向となつてはならないと結論した。左鵬、周菁「戸口買売と戸籍制度改革 来自P市的調査」、『中国人口科学』、2000年第2期。
- (26) 中国国家统计局編『中国統計摘要』、中国統計出版社、2004年版。
- (27) 韓俊「当代農村経済形勢透視と近代改革の思路」、『中国農村経済』、1994年第1期。
- (28) 前掲『離土離郷』、松戸庸子執筆『「離土離郷」と戸籍制度』、19頁。
- (29) 張効直『当代中国戸口制度的歴史及現状』、前掲『中国第一証件 中国戸籍制度調査手稿』、25頁より。
- (30) 例えば、任文は「青色戸籍」政策が戸籍における根本的な問題を解決できないだけでなく、人

新中国の戸籍管理制度（下）

- 材・資金がますます沿海地域に集中し、地域間の経済発展のアンバランスをもたらすマイナスの影響が大きいと断言している。任文「市場経済下の戸籍制度改革」、『中国人口科学』、1999年第1期。
- (31) 曹景椿「關於『藍印戸口』問題的思考」、『人口与経済』、2001年第6期。
- (32) 遼寧省の事例について、曹景椿「藍皮藍印戸口引発的思考」、『人口与経済』、1993年第5期；同「關於『藍印戸口』問題的思考」、『人口与経済』、2001年第6期を参照。
- (33) 班茂盛・祝成生「戸籍改革的研究狀況及實際進展」、『人口与経済』、2000年第1期を参照。
- (34) 『中国檢察報』1994年1月30日；王建民、胡琪編著『中国流動人口』、上海財経大学出版社、1996年、263頁。
- (35) 前掲王海光「当代中国戸籍制度形成与沿革的宏观分析」。
- (36) 前掲『手冊』（第一卷）、196頁。
- (37) 同上、197頁。
- (38) 『人民日報』、2001年6月18日。
- (39) 2002年現在、石家荘市の常住人口は211万人となっている。前掲『中国人口統計年鑑』、255頁。
- (40) 石家荘市の事例について、王文録「人口城鎮化背景下的戸籍制度变遷——石家荘市戸籍制度改革案例分析」、『人口研究』第27卷6期、2003年11月、及び中国研究所編『中国年鑑』2004年版、2004年、162～3頁を参照。
- (41) 前掲『中国人口統計年鑑』、255頁。
- (42) The World Bank, *World Development Indicators, 2004*.
- (43) 深圳市の事例について、前掲『中国第一証件中国戸籍制度調査手稿』、284～286頁を参照。
- (44) 同上、付録1、292頁。原資料は新華通信社『国内動態清様』、1988年6月3日、第1475期。
- (45) 鄭州市の事例について、『河南商報』2001年11月4日、『中文導報』、2004年9月23日を参照。
- (46) 『人民日報（海外版）』2004年10月8日付。
- (47) 蔡昉主編『人口与労働緑皮書2002年：中国人口与労働問題報告——城郷就業問題与对策』、社会科学文献出版社、233頁。